

◎ 関係法令等（概要）

| | 理容師法関係 | 美容師法関係 |
|-------|---|---|
| 法 | 第6条 理容師の免許を受けた者でなければ、理容を業としてはならない。 | 第6条 美容師でなければ、美容を業としてはならない。 |
| | 第6条の2 理容師は、理容所以外において、その業をしてはならない。但し、政令で定めるところにより、特別の事情がある場合には、理容所以外の場所においてその業を行うことができる。 | 第7条 美容師は、美容所以外の場所において、美容の業をしてはならない。ただし、政令で定める特別の事情がある場合には、この限りでない。 |
| | 第9条 理容師は、理容の業を行うときは、次に掲げる措置を講じなければならない。 1 皮ふに接する布片及び皮ふに接する器具を清潔に保つこと。 2 皮ふに接する布片を客一人ごとに取り替え、皮ふに接する器具を客一人ごとに消毒すること。 3 その他都道府県が条例で定める衛生上必要な措置 | 第8条 美容師は、美容の業を行うときは、次に掲げる措置を講じなければならない。 |
| 施行令 | 第4条 理容師が法第6条の2ただし書の規定により理容所以外の場所において業を行うことができる場合は、次のとおりとする。 1 疾病その他の理由により、理(美)容所に来ることができない者に対して理(美)容を行う場合 2 婚礼その他の儀式に参列する者に対してその儀式の直前に理(美)容を行う場合 3 前2号のほか、都道府県が条例で定める場合 | 第4条 美容師が法第7条のただし書の規定により美容所以外の場所において業を行うことができる場合は、次のとおりとする。 |
| | 国通知※ | 疾病その他の理由により、理(美)容所に来ることができない者には次のような者が該当すると考えられる (1) 疾病の状態にある場合のほか、骨折、認知症、障害、寝たきり等の要介護状態にある等の状態にある者であって、その状態の程度や生活環境に鑑み、社会通念上、理容所又は美容所に来ることが困難であると認められるもの (2) 自宅等において、常時、家族である乳幼児の育児又は重度の要介護状態にある高齢者等の介護を行っている者であって、その他の家族の援助や行政等による育児又は介護サービスを利用することが困難であり、仮に、自宅等に育児又は介護を受けている家族を残して理容所又は美容所に行った場合には、当該家族の安全性を確保することが困難になると認められるもの |
| 東京都条例 | 第2条 法第9条第3号の衛生上必要な措置は、次のとおりとする。 1 白色その他汚れの目立ちやすい色の清潔な作業衣を着用すること。 2 顔面作業の際は、マスクを使用すること。 3 身体は、常に清潔に保つこと。 4 首巻き及びまくら当てに紙製品を用いる場合は、客一人ごとに廃棄すること。 5 客用の被布は、白色その他汚れの目立ちやすい色の清潔な布片を使用すること。 6 消毒済の器具は消毒済物品容器に、未消毒の器具は未消毒物品容器に収めておくこと。 7 てい毛用のカップその他客の皮膚に接しない器具で客一人ごとに汚染するものは、常に清潔に保つこと。 8 洗髪器は、常に清潔に保つこと。 9 消毒薬は、随時取り換え、常に清潔に保つこと | 第2条 法第8条第3号の衛生上必要な措置は、次のとおりとする。 |
| | 第4条 理容師法施行令第4条第3号の規定による条例で定める場合は、次のとおりとする。 1 山間部等における理(美)容所のない地域に居住する者に対して、その居住地で施術を行う場合 2 社会福祉施設等において、その入所者に対して施術を行う場合 3 演劇に出演する者等に対して、出演等の直前に施術を行う場合 | 第4条 美容師法施行令第4条第3号の規定による条例で定める場合は、次のとおりとする。 |

※「理容師法施行令第4条第1号及び美容師法施行令第4条第1号に基づく出張理容・出張美容の対象について」平成28年3月24日付生食衛発0324第1号

登録番号（5）
令和5年12月発行

東京都保健医療局健康安全部環境保健衛生課
東京都新宿区西新宿2-8-1 電話03（5320）4391

理容師・美容師の皆様へ

～ 東京都からのお知らせです ～



理容業・美容業を行う場合は、法・条例で定める衛生措置の規定があります。出張業務については制限があり、その規定に従い実施するようお知らせします。

 東京都

理容・美容の施術は、保健所の確認を受けた理容所・美容所でなければ、行ってはいけません。

理容師・美容師が出張業務を行うことができる場合は、特別の事情がある場合のみ、例外として認められています。違反すると罰金や免許が取り消される場合があります。



東京都では、理容所・美容所以外の場所で業を行うことができる特別の事情がある場合を次の事項に限定しています。

✕ 疾病その他の理由により、理容所・美容所に来ることができない者に対して理容・美容を行う場合（法）

⇒ 自宅から身体的理由で移動することが困難な場合や、常時、乳幼児の育児又は重度の要介護状態にある高齢者等の介護をしており、家族の援助や行政等によるサービスを利用することが困難で、仮に、家族を残して理容所・美容所に行った場合、家族の安全性を確保することが困難な場合をいいます。

ただし、単に高齢である、仕事や家事などで理容所・美容所に行く時間がない、面倒だからという理由で客の自宅で施術することはできません。

✕ 婚礼その他の儀式に参列する者に対してその儀式の直前に理容・美容を行う場合（法）

⇒ 式場や神社などで行う結婚式・七五三参りなどの儀式をいい、単に記念写真を撮影するため、施術することは認められません。

✕ 山間部等における理容所・美容所のない地域に居住するものに対して、その居住地で施術を行う場合

⇒ 東京都では、島しょ地域の地理的要因により周辺に理容所・美容所のない地域においてのみ、施術できます。

✕ 社会福祉施設等において、その入所者に対して施術を行う場合

⇒ 養護老人ホームや病院など東京都規則で定める施設（詳しくは保健所にお問い合わせください。）の入所者に対して、施術できます。

✕ 演劇に出演する者等に対して、出演等の直前に施術を行う場合

⇒ 演劇や歌謡、踊りなどの舞台に出演する、もしくは発表会等の催しに参加する者に施術できます。



各都道府県により、衛生措置・出張業務・店舗開設に関する規定が異なります。施術を行う地域・開設する店舗の所在地を管轄する保健所に必ずお問い合わせください。

罰則・処分

- ✕ 保健所の確認を受けずに店を営業すると30万円以下の罰金に処されます。
- ✕ 法令で規定した特別な事情に当たらない者に対して、出張業務を行うと業務停止の処分を受けることがあります。
- ✕ 業務停止の処分に違反すると免許が、取り消されることがあります。

理容師・美容師である資格者の皆様が、お客様へ施術するとき、必ず行わなければならない事項です。出張時においても、必ず実施してください。



理容・美容の施術を行うときに実施しなければならない衛生上の措置

法律で決められていること

- ✕ お客様の皮膚に接するタオル、クシ、ハサミなどは、常に清潔な物を使用してください。
- ✕ お客様の皮膚に接するタオルや首巻きなどは、一人ごとに取り替え、クシやハサミなどは、一人ごとに消毒してください。（消毒方法は、法律で定められています。）

東京都の条例で決められていること

- ✕ 作業の際には、白色など汚れが目立ちやすい色の清潔な作業衣を着用してください。
- ✕ 顔面作業の際は、マスクを使用してください。
- ✕ 首巻き及びまくら当てに紙製品を用いる場合は、お客様一人ごとに廃棄してください。
- ✕ 消毒済の器具と未消毒の器具は、それぞれ別の容器に入れておいてください。
- ✕ お客様の皮膚に接しない器具も常に清潔にしておいてください。
- ✕ 消毒薬は、随時取り換え、常に清潔なものを使用してください。

詳しくは裏の関係法令（概要）を御確認ください。

